

国民健康保険税の仮算定について

《5月・6月は国民健康保険税の仮算定分の納期です》

仮算定とは、前年度の保険税の年間の額をもとに概算決定した保険税額です。

この額は、前年度の年間保険税額に10分の2（20%）を乗じて算出したものです。毎年5月の中旬に納税通知書を発送しますので、第1期と第2期の2回の納期で納めてください。

その後7月の本算定により、前年中（令和元年中）の所得金額および今年度固定資産税額をもとに今年度の国民健康保険税率で算出された確定税額を、第3期～第10期の8回の納期で納めていただきます。

◇令和2年度の納期限(年10回)

納期	納期限	納期	納期限
第1期	令和2年6月1日	第6期	令和2年11月2日
第2期	令和2年6月30日	第7期	令和2年11月30日
第3期	令和2年7月31日	第8期	令和2年12月25日
第4期	令和2年8月31日	第9期	令和3年2月1日
第5期	令和2年9月30日	第10期	令和3年3月1日

注) 納期限は条例上月末にすると定められていますが、休日（土、日、祝祭日）に重なりますと、翌月初日の平日に繰り下げられます。

◇4月に新規国保加入された方

令和2年4月以降に新しく加入された方は、今年度は第3期分から納付してください。

(年8回での納付になります。)

◇税率などについて

	令和2年度		
	医療分	後期支援分	介護分
所得割額(税率)	7.30%	2.20%	2.50%
資産割額(税率)	34.30%	1.30%	2.10%
均等割額(1人当たり)	31,000円	9,000円	15,000円
平等割額(1世帯当たり)	31,000円	9,000円	5,000円

税制改正に伴う国民健康保険税の見直しについて

地方税法などの改正に伴い、低所得世帯に対する軽減措置が拡充されます。

◇低所得世帯に対する軽減措置の拡充について

世帯主、加入者、特定同一世帯所属者の前年所得の合計額が、一定額以下の世帯に対して均等割額および平等割額が軽減される対象世帯が次のとおり拡大されます。

	令和元年度	令和2年度
7割軽減	33万円以下	33万円以下
5割軽減	33万円+{28万円× (加入者数+特定同一世帯所属者数)}	33万円+{28万5千円× (加入者数+特定同一世帯所属者数)}
2割軽減	33万円+{51万円× (加入者数+特定同一世帯所属者数)}	33万円+{52万円× (加入者数+特定同一世帯所属者数)}

特定同一世帯所属者・・・国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方。

※軽減を受けるための申請は不要ですが、前年中の所得の申告がない世帯は軽減が受けられませんので必ず申告してください。

皆さんの健康を維持するため、日頃から健康づくりに心がけてください。

【問い合わせ】税務課 国民健康保険税担当 ☎ 45・3111（内線144）